

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 12 | 障害者福祉関係事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

対馬市は、障害者福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

対馬市長

公表日

令和5年4月5日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 障害者福祉関係事務 |
| ②事務の概要 | 児童福祉法及び身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)などの関連法の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①障害支援区分認定の申請等受付、調査、決定事務 ②障害福祉サービスの申請、調査、決定事務 ③各種手帳情報の管理、確認 ④各種手帳の交付・返還・変更等に必要な各種情報の照会 ⑤療育手帳交付に関する事務 |
| ③システムの名称 | 福祉総合システム(COKAS-R/ADⅡ)、団体内統合宛名システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 障害者台帳ファイル、補装具ファイル、日常生活用具ファイル、障害福祉サービスファイル、福祉手当ファイル、宛名管理システム、中間サーバー | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用の範囲) ・番号法第9条第1項 別表第一 第7,8,11,12,33の3,34,41,84項 2. 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号) 3. 身体障害者福祉法(昭和24年12月26日号外法律第283号) 4. 知的障害者福祉法(昭和35年3月31日号外法律第37号) 5. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年5月1日号外法律第123号) 6. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日号外法律第百23号) |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号別表第二(10,15,26,57,87,116の項) |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉部 福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 長崎県対馬市 しまづくり推進部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 電話番号:0920-53-6111(代表) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 長崎県対馬市 福祉部 福祉課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 電話番号:0920-58-2294 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|--|---|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------|---|--|------|-----------|
| 令和3年9月24日 | I-1-②事務の概要 | <p>児童福祉法及び身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)などの関連法の 規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行う。 特定個人ファイルは、以下の場合に使用する。 ①障害支援区分認定の申請等受付、調査、決定事務 ②障害福祉サービスの申請、調査、決定事務 ③各種手帳情報の管理、確認 ④各種手帳の交付・返還・変更等に必要な各種情報の照会</p> | <p>児童福祉法及び身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)などの関連法の 規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行う。 特定個人ファイルは、以下の場合に使用する。 ①障害支援区分認定の申請等受付、調査、決定事務 ②障害福祉サービスの申請、調査、決定事務 ③各種手帳情報の管理、確認 ④各種手帳の交付・返還・変更等に必要な各種情報の照会 ⑤療育手帳交付に関する事務</p> | 事後 | |
| 令和3年9月24日 | I-3法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用の範囲) ・番号法第9条第1項 別表第一 第8,11,12,34,41,84項 2. 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号) 3. 身体障害者福祉法(昭和24年12月26日号外法律第283号) 4. 知的障害者福祉法(昭和35年3月31日号外法律第37号) 5. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年5月1日号外法律第123号) 6. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日号外法律第百23号)</p> | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用の範囲) ・番号法第9条第1項 別表第一 第7,8,11,12,33の3,34,41,84項 2. 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号) 3. 身体障害者福祉法(昭和24年12月26日号外法律第283号) 4. 知的障害者福祉法(昭和35年3月31日号外法律第37号) 5. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年5月1日号外法律第123号) 6. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日号外法律第百23号)</p> | 事後 | |
| 令和3年9月24日 | I-4-②法令上の根拠 | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二(15,26,57,87,116の項)</p> | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二(10,15,26,57,87,116の項)</p> | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------|---|---|------|-----------|
| 令和4年4月28日 | I-7 請求先 | 長崎県対馬市 総務部 総務課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 電話番号:0920-53-6111(代表) | 長崎県対馬市 総務部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 電話番号:0920-53-6111(代表) | 事後 | |
| 令和4年4月28日 | II-1 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年4月28日 | II-2 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和5年4月5日 | I-5-① 部署 | 福祉保険部 福祉課 | 福祉部 福祉課 | 事後 | |
| 令和5年4月5日 | I-7 請求先 | 対馬市 総務部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111 | 対馬市 しまづくり推進部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111 | 事後 | |
| 令和5年4月5日 | I-8 連絡先 | 長崎県対馬市 福祉保険部 福祉課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 電話番号:.0920-58-2294 | 長崎県対馬市 福祉部 福祉課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 電話番号:.0920-58-2294 | 事後 | |
| 令和5年4月5日 | II-1 いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和5年4月5日 | II-2 いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | |